資料７－１

黒部市こども計画の策定について

１　策定の趣旨

令和５年４月施行の「こども基本法」において、こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策等、幅広いこども施策に関する基本的な方針を盛り込んだ市町村こども計画の策定が努力義務化されました。

「黒部市こども計画」の策定により、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指します。

２　計画の法的根拠と位置付け

本計画は、こども基本法第 10 条第２項の規定に基づく「市町村こども計画」であり、国の「こども大綱」及び富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画を勘案し、本市のこども施策について定めるものとします。

また、同条第５項の規定に基づき、こども施策に関する下記計画や事項を包含することとし、こども・若者に関する計画を一体的に策定します。

さらには、子ども・子育て支援施策を総合的に実施するため、本市の最上位計画である「第２次黒部市総合振興計画後期基本計画」や、その他関連計画とも整合性を図ります。

【計画のイメージ図】

黒部市こども計画

①子ども･子育て支援事業計画 【子ども･子育て支援法第 61 条第 1 項】
②市町村行動計画（次世代育成支援行動計画） 【次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項】
③こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項】
④子ども･若者育成支援施策に関する事項 【子ども･若者育成支援推進法第 9 条第 2 項】

３　計画期間

本計画は、令和８（2026）年度から令和 11（2029）年度までの４年間とします。

ただし、計画期間中であっても大幅な制度改正等による社会情勢の変化等がある場合は、必要に応じて適宜見直しを図ります。

４　策定時期　　令和９年２月予定としています。

５　計画策定に係る審議

「子ども・子育て会議」にて審議（全４回を予定）

６　主な計画内容

（１） 計画策定に当たって

（２） こども・若者や子育て環境を取り巻く現状

（３） 計画の基本理念と基本的な考え方

（４） 施策の展開

（５） 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供（量の見込みと確保方策）

（６） 計画の推進体制

７　策定スケジュール

別紙（資料７-２）のとおり

８　今年度の実施事業

【こども・若者の意見聴取】

①こども意見交換会「くろべみらいワークショップ」

日　時：令和７年８月７日（木）13 時 30 分～15 時 30 分

場　所：くろべ市民交流センター あおーよ １階多目的ルーム

対象者：小学校５年生～中学校２年生　参加者 33 名

②WEB アンケート

時　期：令和７年 10～11 月頃

対象者：市内の小学５年生 350 人、中学２年生 350 人

市内在住の 18～39 歳のうち 370 人　　合計 1,070 人